

総合評価一般競争入札参加資格確認申込書

平成 年 月 日

(申込先) 茨木市長

住 所	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

この書類の申込者は、平成 26 年度の茨木市物品等入札参加資格において、支店長等への受任者を届けている場合は、当該受任者名で記入して下さい。

平成 26 年 4 月 4 日付け茨木市告示第 8 号（以下「公告」という。）の下記業務に係る総合評価一般競争入札参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申したいします。

なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ないこと並びに次に掲げる要件を全て満たしていることを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 この告示の日から入札執行の日までの期間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- 3 会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による 改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- 4 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生 事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続 開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 19 条第 1 項の更生計画の許可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の許可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

記

業 務 名	市庁舎等管理業務委託	
公告 2 (7) の従業員数	人	必ず公告 3 (1) オの障害者雇用状況報告書を添付してください。
公告 2 (9) の建築物管理技術者免状を有する雇用者の氏名		必ず公告 3 (1) カの建築物環境衛生管理技術者免状の写しを添付してください。